

**孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 目的

令和6年1月に発生した能登半島地震において、道路の寸断により孤立地域が発生し、住民の救助活動や孤立地域で避難生活を送る住民への救援活動に時間を要するなど、様々な課題が生じた。このため、本県において災害発生により孤立地域が発生し、救助・救援に必要な場合、に備えて、孤立のおそれがある地域に関する情報を分析・整理し、今後の防災対策に活用することを本業務の目的とする。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年9月16日（火）まで
- (3) 業務内容 孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務委託仕様書のとおり

3 委託上限額

2,998,580円（消費税及び地方消費税を含む）

4 入札参加者及び落札候補者に求める条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

なお、(1) から (2) までの条件については、参加資格確認申請に基づき下記6 (1) の手続きにより確認し、(3) から (5) までの条件については、最優秀提案者（落札候補者）決定後、下記11の手続きにより確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は、金額を訂正した見積をしたとき。

- (6) 契約上限額を超える金額で見積をしたとき。
- (7) 提案書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (8) 必要書類の不足があるとき。
- (9) 提案の選定に先立ち事前審査を行い、その結果「否」と判定されたとき。
(ただし、提出された提案数が少ない場合は事前審査を省略する場合がある)
- (10) その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 企画提案コンペ参加申込

本企画提案コンペの参加希望者は、令和7年3月25日（火）13時までに担当部局あてに参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 参加資格確認申請書等

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類・・・1部
- ②企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、必要な場合は委任状（第2号様式）1部を提出すること。
- ③役員等に関する事項（第3号様式）・・・1部

【提出期限】

令和7年3月25日（火）13時00分まで（必着）

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部地域防災推進課（三重県庁5階）

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便及び民間事業者による信書便による送付に限る。

（電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けない）

なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、必ず提出期限までに、電話にて「14 担当部局」へ書類の受理確認を行うこと。

(2) 企画提案コンペ参加者の参加資格審査結果の通知

令和7年4月11日（金）17時00分までに、申請者に対し電子メール又は電話にて通知する。

7 企画提案書の提出期限及び提出先

【提出期限】

令和7年4月16日（水）13時00分まで（必着）

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部地域防災推進課（三重県庁5階）

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便及び民間事業者による信書便による送付に限る。

（電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。）

なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、必ず提出期限までに、電話にて「14 担当部局」へ書類の受理確認を行うこと。

8 提出を求める企画提案書の内容

- (1) 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正本1部、写し7部）
- ・別紙仕様書に基づき、以下の項目を整理して提案すること。なお、提案に当たって、項目以外の内容について記載が必要な場合は適宜補足すること。
 - ・提案書の規格は、原則として、以下を満たすこと。
日本工業規格A4版（A3版による折り込み可）、両面長辺綴じ印刷、表紙含め15ページ以内、文字サイズ11ポイント以上、ページ番号を記載すること。なお、A3版の場合は2ページとみなす。
 - ・過去5年間に当該業務と類似の業務実績がある場合は記載すること。

【企画提案書に求める具体的な実施内容】

- ①近年の災害をふまえ、孤立地域対策の課題及び発災時の対策に対する視点
 - ②文献調査等の進め方やアイデア
 - ③県が実施する孤立地域を対象とした実態調査（三重県孤立実態調査）における調査項目の視点及び想定する項目の案
 - ④上記の調査結果をもとに地域ごとに県が作成する個票（孤立地域台帳）の様式のアイデアやイメージ
 - ⑤三重県孤立実態調査の調査先の想定案（市町以外の調査先）
 - ⑥想定する業務の実施スケジュール
- (2) 事業者の概要書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正本1部、写し7部）
提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。様式任意。会社概要パンフレット等既存のもので可。
- (3) 見積書及び見積内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正本1部、写し7部）
- ・見積金額は本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。
 - ・消費税は外税表示とし、積算根拠が分かる見積内訳書を添付すること。（任意様式）
 - ・積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - ・押印は省略可能であるが、その場合は見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名及び電話番号を記入すること。なお、発行責任者と担当者は同一でも可。

9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和7年3月17日（月）13時00分まで（必着）
- (2) 質問の内容
質問は、原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けない。
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
 - ・積算に関する内容
 - ・採点に関する内容
- (3) 質問の提出
質問は、質問申請書（第4号様式）にて行うものとし、持参又は電子メールのいずれかの

方法により、「14 担当部局」へ提出すること。

なお、質問文書には、事業者名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。また、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話にて着信確認すること。

(4) 質問に対する回答

令和7年3月19日（水）17時00分までに、三重県のホームページに掲載する。電話、電子メール等での直接回答は行わない。

10 企画提案コンペの実施方法

(1) 最優秀提案者の選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案書等を、孤立地域の実態把握のためのあり方検討調査業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

選定にあたり、書面審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

ただし、次の場合は選定対象としない。

①審査項目のいずれかが0点の場合（ただし、「地域貢献」の審査項目は除く）

②選定委員会の評価点が最低基準（各委員の採点の総合計が満点の50%）未満の場合（提案が1件のみの場合であっても同様）

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

審査項目	審査内容
妥当性（4点）	業務の目的に合致し、かつ具体的に記述しているか。
企画性（8点）	業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。
計画性（4点）	業務の実施体制、業務のスケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。
業務遂行能力（8点）	業務の実施に資する技術的知見や専門性、実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
経済性（4点）	積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。
地域貢献（1点）	「消防団協力事業所」に認定されているか（県内事業者が認定されている場合のみ加点）。

(2) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書面審査を行う。

・実施日時 令和7年4月17日（木）（予定）

・書面審査の結果並びに選定委員会（プレゼンテーション）の開催については、提案したすべての者に令和7年4月18日（金）17時までに電子メールにて通知する。

なお、企画提案者が5者以下の場合は、書面審査を省略するものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

- ・開催日時 令和7年4月24日(木)(予定)
- ・開催方法及び場所 オンライン(Zoom)
- ・企画提案書の件数が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優良提案者を5名選定したうえで、当該優良提案者のみによるプレゼンテーションを実施する可能性がある。
- ・プレゼンテーションによる説明は、8で提出のあった企画提案書(紙)及び画面共有機能による投影により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料の内容により審査・選考を行う。

・その他

プレゼンテーションは、上記8で提出済みの企画提案書により、15分以内に説明すること。

なお、15分以内の説明終了後に別途説明内容への質疑応答として15分間を設定する。

詳細なプレゼンテーションの実施日時等については、プレゼンテーションに参加するすべての者に令和7年4月18日(金)17時00分までに電子メールで連絡する。

(4) 審査結果の通知

最優秀提案が決定した後、最優秀提案者に速やかに通知します。

なお、選定結果(最優秀提案事業者名、採点結果)については、三重県のホームページにて公表する。

また、選定の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最終決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないことの証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヵ月以内に発行したもの)(写し可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者であっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヵ月以内に発行したもの)(写し可)
- (3) 契約実績証明書
※過去3年の間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書がある場合に提出すること。
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録していない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」を提出すること。

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県防災対策部地域防災推進課において示します。

- (2) 契約方法に関する事項

ア) 契約条項を示す場所は下記14の場所とする。

イ) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第1

54号) 第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

ウ) 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

エ) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

(3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。

(4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約書に定める条項のとおりとする。

13 その他

(1) 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨(日本円)、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5) 提出された企画提案書等は返還しない。

- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (7) 提出された各資料については、再提出は認めない。
- (8) 企画提案されたものは、見積書（上記8（3））の中ですべて実現できるものと判断する。
- (9) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (10) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (11) 業務受託者は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとし、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。
なお、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- (12) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。
- (13) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (14) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と業務受託者が協議の上、実施するものとしします。
- (15) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによるものとする。
(三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に記載)

14 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部地域防災推進課
担当 山田（ヤマダ）・伊藤（イトウ）
電話：059-224-2185
FAX：059-224-2199
E-mail：bosai@pref.mie.lg.jp